## **132**

質問第一三二号

九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問主意書

提出者

山

本

拓

## 九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問主意書

平成二十二年一月二十二日提出の質問第三一号「九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問主

意書」に対し、同二月二日の答弁書 (内閣衆質一七四第三一号)が示されたのを受け、 再質問する。

## 一 当該事業の平成二十二年度予算内示について

- 1 は る」との回答であった。 項の規定に基づき、 先の質問主意書において、当該事業の平成二十二年度予算内示を示す時期を問うたところ、答弁書で 「今国会において同年度の予算が成立し、財政法 九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業をはじめ国の直轄事業の内示額が公表されていた事実が 財務大臣により支出負担行為の実施計画が承認された時点で決定することとな 翻って、平成二十一年度予算までをめぐる例では、 (昭和二十二年法律第三十四号)第三十四条の二第 政府予算案が公表された時
- 2 とすれば、平成二十二年度予算案の場合も予算成立前に当該事業の内示額を公表できるのではないか。 前述の平成二十一年度予算までの例の通り、予算成立前に内示額が公表されていたことが適法である

あるが、このことは財政法に則った措置ではなかったということか。

3 国土交通省は 「平成二十二年度の実施を見込んでいる直轄事業について」を先に公表した。 農林水産

省の予算案においても同様の公表が行われるべきと考えるが、 政府の見解を示されたい。

二 当該事業の今後の見通しについて

先の質問主意書において、当該事業の完了年度を問うたところ、答弁書では「事業の完了年度について

は、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である」との回答

であった。しかし、 国営事業である以上は、完了年度の見通しを示した上で各年度の予算を計画的に確保

していくべきであると考える。政府として、今後も予算の変動に任せた対応を続けるのか、早期に見通し

を示す用意があるのか、見解を示されたい。

右質問する。